

平成 2 4 年 1 2 月 1 3 日

「都市計画公園・緑地及び土地区画整理事業の見直し指針（案）」に対する
市民意見募集結果について

1 市民意見募集

- (1) 募集期間 平成 2 4 年 9 月 2 7 日から 1 0 月 2 6 日まで（3 0 日間）
(2) 周知方法 ホームページ及び市民しんぶんへの掲載，リーフレットの配布（都市
計画課窓口，市役所案内所，情報公開コーナー，各区役所・支所，京
都市景観・まちづくりセンター，各市立図書館）
(3) 意見数 1 1 2 通（2 1 1 件）

2 御意見の内訳

分 類	件数	ページ No
【 1 見直しに関する御意見】		1
1－1 都市計画公園・緑地及び土地区画整理事業（共通） について	1 0 2	1
1－2 都市計画公園・緑地について	5 1	9
1－3 土地区画整理事業について	3 7	1 7
1－4 住民への周知や対応について	1 7	2 3
【 2 その他】	4	2 4
合 計	2 1 1	

【１ 見直しに関する御意見】

１－１ 都市計画公園・緑地及び土地区画整理事業（共通）について

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する見解
見直しに賛同			
1	見直しに賛成であり，現時点における必要性を十分に検討したうえで，早期に計画の見直しを進めてほしい。	25	皆様から頂きました貴重な御意見を踏まえ，見直しを進めてまいります。
2	必要な事業と不要な事業をしっかりと選択するべきであり，十分な検討を行ったうえで，不要な事業は廃止するべき。	5	
3	都市計画決定後10年以上事業に着手していないものを見直し対象とする基準は妥当である。	2	
見直し対象			
4	事業に着手しているが実現性が低いものについて，事業の廃止を検討するべき。	1	都市計画公園・緑地及び土地区画整理事業については，初めての全市的な見直しであることから，長期にわたり未着手の区域を見直し対象としております。 事業中の区域については，必要性を評価のうえ事業化しておりますので，今回の見直しでは対象としておりませんが，今後，事業の進捗や効果等を踏まえ，必要に応じて都市計画の見直しを検討してまいります。
5	都市計画決定後10年以上経過したものを見直し対象としているが，10年は短いのではないか。	1	市街化区域の整備の目標を概ね10年としていること，都市づくりの将来ビジョンを示す都市計画マスタープランの見直しを概ね10年後に行うこととしていることから，都市計画決定後10年以上経過しているものを見直し対象と設定しているものです。
6	市民生活に大きく不便や不具合が生じている場合は都市計画を廃止し，特に市民生活に悪影響が出ていないものについては，見直す必要はない。	1	今回の見直しは，建築規制等により，長年にわたり市民の皆様へ御負担をおかけしていることから，社会経済状況の変化も踏まえ，必要性や実現性等の検証を行い，存続又は廃止の評価を行うものです。

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する見解
都市計画の必要性の評価			
7	当初の都市計画決定理由が現状と合っていない場合や古い都市計画決定は廃止すべき。	2	都市計画決定当時（変更している場合は直近の変更時）における決定理由が，現状に適合しているかどうかを，評価の視点の一つとしております。
8	何十年も前の計画を決まったものとして進めることは時代遅れである。	1	
9	都市計画公園・緑地及び土地区画整理事業の見直しの手順では，上位計画に位置付けがあれば，必要性が低く，実現性が見込みがなくとも存続になるが，検討が必要なものがあるのではないか。	1	上位計画に位置付けがあるものは，必要性が高いものと評価しており，実現性の評価にかかわらず整備すべきものと考えております。
10	都市計画決定時の住民の意見をしっかりと調査してほしい。	1	都市計画決定時の資料もできる限り調査し，見直しを行ってまいります。

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する見解
都市計画の実現性の評価			
1 1	早期に事業に着手できる見込みがない場合は都市計画を廃止するべき。	7	土地区画整理事業は市街地整備手法の一つであるため、「実現性の評価」において、今後10年のうちに現在の都市計画に基づき事業に着手する見通しを評価の視点としています。 都市計画公園・緑地は事業手法ではなく施設であることから、周囲での代替施設等を検証したうえで存続としたものについては、事業効果等を踏まえ、整備に向けて取り組んでまいります。
1 2	実現できない計画に固執する必要はない。	3	
1 3	都市計画決定後10年以内に事業に着手できない都市計画は廃止するべき。	1	
1 4	都市計画決定後10年以上経過しても事業に着手できていないものは、実現性に問題があると思うので、全ての見直し対象について実現性の評価を行うべき。	1	
1 5	本取組は先進的であり、非常に有意義なものである。 都市計画は長期的な計画であり、土地利用計画のような完結型の都市計画については、各々の都市計画の目標年次を明確にすることは難しいが、都市施設のような事業施行型の都市計画については、その決定時において、各計画の「施行」の目標年次を一定明確にすることができるのではないか。今回の見直しに際しては、少なくとも「〇〇年以内に施行するものについては、存続とする」といった指針を示してほしい。	1	

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する見解
新たな評価の視点			
16	公園・緑地や土地区画整理事業での道路の都市空間について、火災の延焼の危険性の度合いを研究・考慮し、見直しを進めてほしい。	1	土地区画整理事業では、「延焼のしにくさ」を市街地環境改善の必要性の評価における視点としております。 都市計画公園・緑地では、総合評価における評価の視点において防災の観点を強化します。
17	事業費を算出し、経費がどの程度削減できるかを判断の材料とするべき。	2	都市計画は事業費で判断するものではなく、必要性が高いものや代替性がないものは、事業費にかかわらず存続することを考えており、今回の見直しでは事業費を評価の視点とすることは考えておりません。
18	京都は戦災に遭っておらず、古くからの町並みや町家が多く残っており、こういった特徴を踏まえて見直しを考えてもらいたい。	1	古くからの町並み等への配慮は、事業実施の際に検討されるものと考えております。
今後の見直し			
19	今回の見直しにとどまらず、一定の期間が経てば見直しを行うべき。	5	平成24年2月に改定した「京都市都市計画マスタープラン」において、見直し時点での必要性や実現性、効率性を十分に検討のうえ都市計画の見直しを行うこととしており、今後も、社会経済状況の変化等を踏まえ、適切な時期に見直しを行ってまいります。
20	土地利用を制約しており、今後は、もっと柔軟に見直しができるようなルールづくりが必要である。	1	

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する見解
見直しの時期			
2 1	都市計画決定後 7 0 年や 6 0 年以上経過しているものが多くあり、もう少し早い段階で見直すべきであった。	2	都市施設等に関する都市計画は、長期的かつ総合的な展望に立って、整備・充実を図るという観点から定めております。 個々の施設の都市計画については、これまでも適宜見直しを行ってまいりましたが、人口減少や財政的な制約等の社会経済状況の変化を踏まえ、全市的に見直しを行うことにいたしました。 都市計画道路については、平成 1 4 年及び平成 2 3 年に全市的な見直しを行っており、これに引き続き、都市計画公園・緑地及び土地区画整理事業についても、見直しを行うものです。
2 2	必要性の検証は、決定当時と現在ではなく、適時検討するものでないのか。	1	
2 3	なぜこのタイミングで見直しなのか。	1	
2 4	都市計画施設の見直しというものはかつても行われてきたのか。	1	
2 5	計画予定地の固定資産税は優遇を受けており、もっと早く見直しをしていれば税収の増加になったはずである。	1	

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する見解
事業			
26	長期間、事業に着手していない理由を明らかにするべき。	4	都市施設等に関する都市計画は、長期的かつ総合的な展望に立って、整備・充実を図るという観点から定めております。 これまで順次整備を進めているところですが、まだ着手できていないものがあります。 今後、存続としたものについては、事業効果等を踏まえ、事業の着手に努めてまいります。 なお、今後も、都市計画の見直しにつきましては、社会経済状況の変化や本市のまちづくりの進捗状況等を見据え、適切な時期に見直しを行ってまいります。 今後、存続としたものについては、事業効果等を踏まえ、事業の着手に努めてまいります。 事業化に際しましては多様な財源の確保に努めてまいります。 今回の見直しは、長期にわたり事業に着手していない区域を対象とし、その存続又は廃止について評価を行うものです。
27	最長75年も都市計画決定をそのままにしておいたことについて、行政側の怠慢を検証するべき。	2	
28	10年以上経過しても進んでいない都市計画決定がこんなに多いということが問題である。しっかりと考えずに都市計画決定を乱発していることを反省するべき。	1	
29	計画を存続とした場合、財政状況等を考えて優先順位を付けるべき。	1	
30	行政側の視点だけでなく、市民が望むなら廃止ではなく、事業の実現に向けた検討をするべき。	1	
31	全面積の2分の1以上を着手しかつ、都市計画決定からの経過年数20年未満の対象は、来年度にも予算措置を講じて2年以内に着手すべき。	1	
32	事業存続が決定したならば、速やかに予算措置を講じて、早期着工に踏み切るべき。その際には、国の援助に頼ることなく、京都市の資金によって事業を完遂していただきたい。	1	
33	適切に資金(税金)が使用されたのかを知るためにも、これまで着手した面積に投じた資金(税金)を示すべき。	1	

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する見解
区域の変更			
3 4	廃止だけでなく、新規追加も検討するべきではないか。	2	今回の見直しは、長期にわたり事業に着手していない区域を対象とし、その存続又は廃止について評価を行うものです。新規追加については今後必要に応じて行ってまいりたいと考えております。
3 5	いったん都市計画を廃止して、規模を小さくして再度、都市計画を決定することも考えられる。	1	
3 6	市全体で何が必要な施設なのかを考えるのもいいが、もう少し小さなエリアでの必要な施設、たとえば防災に必要な広場・緑地といったものを考えてもらえないか。	1	
見直しによる影響			
3 7	見直しによる市民のメリットとデメリットが分かりにくい。	2	メリットとしましては、「市民の皆様は、現時点における必要性に応じた都市計画をお示しすることができる」、「建築規制が解除されることにより、土地の有効利用が図れるようになる」ということが考えられます。
3 8	勝手な見直し基準を作って、「決定したけど出来ないので廃止する。」では無責任であり、これからの都市計画の方針を示すべき。	1	都市計画は社会経済状況の変化やまちづくりの進展に合わせ柔軟に見直しをすべきと考えており、今回、長期にわたり事業に着手していない都市計画を見直そうとするものです。
3 9	見直しの結果、事業が見送られた場合、用地買収を永年待っていた地権者に対して何らかの救済策を講じてほしい。	1	見直しの内容について、御説明をしっかり行ってまいりたいと考えております。
4 0	見直しによって周辺等も含めて不動産評価値に影響が生じると思われるが、どのように考えているのか。	1	不動産評価への影響は一概に言えないと考えております。

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する見解
見直し資料			
4 1	資料の内容が難しく，分かりづらい。	7	今後，見直しを進めるに当たりましては，分かりやすい資料の作成に努めてまいります。
4 2	冊子のボリュームが多く，読む気にならない。	2	
4 3	見直し指針(案)は，全国共通のものか，京都市独自のものか。また，もともになる考え方や方針等があるのか。	1	京都市の現在の市街地の状況やこれまでの市街地整備の経過を踏まえ，独自に作成しているものです。
見直し検討委員会			
4 4	冊子の発行を検討委員会が行っているのはなぜか。意見に対する回答は，京都市が行うのか，検討委員会が行うのか。	1	専門的かつ客観的な視点や市民目線から検討していただくため，学識経験者及び市民委員で構成する検討委員会で議論をいただき，見直しを進めております。
4 5	見直し検討委員会のメンバーの市民委員とは誰がいつ選んだ人物なのか。選考基準を明らかにしてほしい。	1	専門的な視点だけでなく，市民の観点，女性の観点で全市的なまちづくり活動に取り組んでおられる，京都市地域女性会に就任を依頼したものです。

1-2 都市計画公園・緑地について

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する見解
見直しに賛同			
4 6	都市計画決定理由が現状と合わない場合や、現在の土地利用から計画の実現性が低い場合は都市計画を廃止すべき。	5	皆様から頂きました貴重な御意見を踏まえ、見直しを進めてまいります。
4 7	都市計画決定後 1 0 年以上経過している公園・緑地を対象とする考え方に賛成である。	1	
見直し対象			
4 8	見直し対象が「都市計画決定後 1 0 年以上経過し、事業に着手していない区域」に限定されており、事業に着手していても、実現可能性の低い計画がまだあるのではないかと。また、予算措置されているが完了目途が立っていないものについて、事業計画の廃止又は縮小等の見直しが必要ではないかと。	1	都市計画公園・緑地については、初めての全市的な見直しであることから、長期にわたり未着手の区域を見直し対象としております。 事業中の区域については、必要性を評価のうえ事業化しておりますので、今回の見直し対象に含めておりませんが、今後、事業の進捗や効果等を踏まえ、必要に応じて都市計画の見直しを検討してまいります。
4 9	今回の見直しは計画全体の何%の公園・緑地なのか。	1	今回の見直し対象面積は、全都市計画公園・緑地面積のほぼ半分に当たります。
都市計画の必要性の評価			
5 0	評価指標の「都市計画決定理由（当初）の検証」において、視点でその現状への適合は唐突すぎではないかと。 「都市計画決定当時における理由（根拠）の現状への適合」というより、「現在の社会情勢等の現状からみて当時の都市計画決定理由（根拠）が、経年的に乖離している点」を視点とした方がよいのではないかと。時代が流れているなか現状に適合するものは数少ないので、上記の視点で指標化しグルーピングした方が明快ではないかと。	1	一律な指標を設定することは困難であるため、個々の施設ごとの決定理由を考察し、現状への適合状況を検証いたします。

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する見解
都市計画の代替性の評価			
5 1	代替となる「みどり」に市民の持つ山林や、今後なくなる学校、社寺を含めるべきではない。	2	学校や社寺の緑，地域制緑地を指定した緑については，継続性を有すると判断し，代替となる「みどり」として評価することとしております。
5 2	寺社を代替えと考える等評価できる取り組みであるが，夜は閉め切って入れないところが多いと思うがどのように考えているのか。	1	社寺の緑については，公園・緑地としての環境の保全に資するとして継続性を検証のうえ，代替となる「みどり」として評価することとしております。
5 3	代替施設として「学校」を挙げられているが，どのような「学校」を代替施設と考えるのか。単に「学校」というだけでなく，「公立」「私立」や，「小学校」「大学」「専門学校」等を示してほしい。	1	学校等の緑については，公立，私立にかかわらず，継続性を有した代替となる「みどり」として評価することとしております。
5 4	代替となる「みどり」について，河川や緑被地は分かるが，社寺や学校等はどの部分の面積を参入するのか。社寺・学校の建物自体は「みどり」とはいえないので除くべき。	1	社寺，学校等の敷地における建物自体の面積は「みどり」から除外するなど機能面を考慮して検証してまいります。
5 5	平成 22 年度末の市の平均値が 4.7 ㎡であることから「必要性の評価」で 5 ㎡の設定があるのであって，そもそも「代替性の評価」の基準は不要。	1	都市公園法施行令第 1 条の 2 の中で，市街地における住民一人当たりの公園面積の標準は 5 ㎡以上とされていることから判断基準として設定しようとするものです。 4.7 ㎡は市域内の平均値であることから，検討対象の公園種別による誘致圏域によっては一人当たりの公園面積が 5 ㎡を下回ることも考えられます。その場合は「代替性の評価」により，都市公園の代替となる「みどり」について，検証することとしております。

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する見解
都市計画の実現性の評価			
5 6	現状において、代替の「みどり」がないものについて、その都市計画上の実現性を評価せずに存続とすることは課題の積み残しとなることが懸念されるため、代替の「みどり」を評価する前に、先に実現性を評価し、実現性が低いものについては、新たな代替案を検討するべき。	3	都市計画公園・緑地につきましては、代替性を考慮しても、なお、必要な場合、整備に向けて取り組んでまいります。必要性につきましては、社会経済状況等により変化するものであることから、今後も、適切な時期に見直しが必要と考えております。
5 7	実現性の評価では、「見通しの有無」に関する視点も必要ではないか。	1	都市計画公園・緑地につきましては、代替性を考慮しても、なお、必要な場合、整備に向けて取り組んでまいります。
総合評価			
5 8	総合評価の視点の内容がよくわからない。最終項目に適していないのではないか。	1	今回の見直しは、必要性や代替性の検証を踏まえ、存続又は廃止の評価を行うこととしておりますが、このような評価の視点以外に各公園・緑地に固有の状況もあるため、総合評価の中で最後に確認することとしております。
新たな評価の視点			
5 9	都市計画公園については、震災時の備蓄基地・避難場所となることから、単に緑地・公園という狭義の視点だけでなく、防災面も含めた広義の視点も含めて、計画の見直しをするべき。	1	総合評価における評価の視点において防災の視点を強化します。

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する見解
評価の考え方			
6 0	公園の評価の視点に「1人当たり面積が5㎡以上」との判断値が明記されているが、京都市緑の基本計画の10㎡との整合性を検証する必要がある。	3	都市公園法施行令第1条の2の中で、市街地における住民一人当たりの公園面積の標準は5㎡以上とされていることから判断基準として設定しようとするものです。 京都市緑の基本計画の目標値10㎡は、市街地だけでなく山間部等の公園・緑地の面積を含めた市全域における一人当たり面積の目標値であり、今後、存続とした計画に基づき公園整備を進めていくなかで、確保可能なように検証してまいります。
6 1	河川敷や、山間部に計画されている公園は存続としたらよい。	1	今回の見直しは、必要性や実現性等の検証を踏まえ、存続又は廃止の評価を行い、見直しをしていくことを目的としています。
6 2	子供たちの遊びの実態を調査したうえで、廃止することは避けてもらいたい。	1	
6 3	実現性の評価における「地域コミュニティの存続への影響」と、総合評価における「廃止して問題が生じないか」はどう違うのか。	1	「地域コミュニティの存続への影響」は、公園整備に当たり、一団の住宅地を買収することによって、コミュニティが大きなダメージを受ける場合を想定しております。 「廃止して問題が生じないか」は例えば対象の公園・緑地を前提としてまちづくり活動が行われている場合等、廃止した時に影響が生じること等を想定しております。
6 4	社会経済状況の変化で、京都市はコンパクトシティや、歩くまちと言っている。郊外にスポーツ・レクリエーション施設を作りつづけることの適否はどこで評価しようとしているのか。	1	京都市緑の基本計画や京都市市民スポーツ振興計画に基づき整備を実施してまいります。

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する見解
6 5	宝池公園や西京極公園は何を見直すのか。公園をつぶすのか。	1	宝池公園，西京極公園については，計画決定している区域の中でも都市公園として完成していない区域が残っております。今回の見直しはその区域の存続又は廃止を検討するものです。既に開園している公園区域を廃止するものではありません。
6 6	三栖公園のように，実態上開園しているようなものをどう検討するのか。	1	三栖公園については，開園部分を廃止するものではありません。面積錯誤の訂正を行おうとするものです。

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する見解
学校との重複			
6 7	学校が使用している公園については、開園済や未着手にかかわらず都市計画を廃止し、学校施設として利用すべき。	2	都市計画公園区域を学校施設として使用しているものについては、現状を踏まえたうえで検討してまいりたいと考えております。
6 8	公園なのに学校のグラウンドとして使用されていたりして、一般の方が使用できない状況になっている。そのようなものは廃止するか、一般の人でも使用できるようにしてもらいたい。	1	
6 9	学校敷地を公園に指定されていることに疑問を持っていた。是非子供たちが思う存分使えるような形になるようお願いしたい。	1	
7 0	学校の運動場として使用されている公園については現状を変えようがないが、校舎の建て替え時などに支障がでないよう、見直しは早期に進めるべきである。	1	
7 1	学校用地のごとく使用し、放置しておくことが実情に合わないのなら、速やかに公園区域を削除するのが望ましい。	1	

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する見解
事業			
7 2	市が買収済で、公道にまで草木が生い茂っている現状がある土地があり、近隣住民として非常に迷惑している。買収後に財政難を理由にして土地管理できない市の管理責任を問いたい。	2	買収済の土地については、適切な維持管理に努めてまいります。
7 3	淀城跡公園については財政難で買収の目途も立っていない。現在の状況では、土地を勝手に民間に売却することも出来ない。計画を存続するならば買収する期限を決めてもらいたい。2年以内(平成27年中)には用地買収し、計画を実施すべきと考えている。	2	今回の見直し対象は、都市計画決定から一律10年以上としております。そのため、淀城跡公園についても見直し対象としております。
7 4	淀城跡公園が見直し対象になっているのは残念。再整備構想が発表されて期待していたが、もうやらないということなのか。計画規模を縮小しても再整備されることを期待している。	1	
7 5	公園や緑地は京都市の景観に大切であり、見直すのではなく、全ての事業に取り組んでほしい。廃止するのであれば、別途、景観やオープンスペースづくりをしてほしい。	1	今回の見直しは、建築規制等による市民生活への影響も考慮して実施するものであり、必要性や実現性等の検証を踏まえ、存続又は廃止を行うものです。景観政策については、しっかりと行ってまいります。
7 6	都市計画にこだわらずいろいろな形での整備や、今ある公園の整備を行ってほしい。	2	都市計画決定していない公園・緑地の整備や、現在、開園している公園・緑地の再整備につきましては、地域の皆様の御要望等を踏まえ、引き続き取り組んでまいります。
7 7	京都市緑の基本計画では、市民一人当たりの公園面積を10㎡とする目標値が設定されているが、一方で、その半分にも満たない面積しか開園されていない現状において、見直しを行った後、どのようにして京都市緑の基本計画の目標値を実現していこうとしているのか、具体的な対策を示す必要がある。	1	京都市緑の基本計画の市全域における一人当たり公園面積の目標値については、今後、存続とした計画に基づき公園整備を進めていくなかで、確保可能なように検証してまいります。

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する見解
78	街なかにも緑は必要なので、都市計画公園を廃止した場合、しっかりとその代替を検討してほしい。	1	見直し後も引き続き、一人当たりの公園面積10㎡を目標として整備を進めてまいります。また、公共施設や民有地の緑化等、「みどり」の確保に努めてまいります。
79	みどりの代替として寺社の樹林地等については、景観面からも積極的な保存措置を図るべき。	1	
80	京都市内の「みどり」が絶対的に不足していることについて、行政は責任を持つべき。	1	
81	限られた財政で全ての計画を進めるのは困難であり、廃止もやむを得ないと思うが、公園や緑地はぜひとも整備することを期待している。次の公園は残して緑豊かな京都にしてほしい。広域公園（宝池）、運動公園（西京極・横大路）、総合公園（岡崎）	1	必要性や代替性等の検証を踏まえ、存続又は廃止の評価を行ってまいります。また、必要な公園・緑地は整備に向け努力してまいります。
82	緑地については、生産緑地地区の廃止申請時に、市が買い取って緑地にしていく方が現実的ではないか。	1	生産緑地も含め、今後とも多様な緑地の確保に向けて検討を行ってまいります。
83	トイレのない公園があるので設置してもらいたい。	1	必要性等を踏まえ、今後検討してまいります。

1-3 土地区画整理事業について

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する見解
見直しに賛同			
8 4	土地区画整理事業の見直しを行うことは良いことであり、しっかりと進めてほしい。	3	皆様から頂きました貴重な御意見を踏まえ、見直しを進めてまいります。
8 5	都市計画決定がされた時代と現在で目指すまちづくり像が異なるのであれば、廃止してもやむを得ない。	1	
見直し対象			
8 6	事業中の区域についても、完了の目途が立っていない区域は見直しの対象とし、都市計画の廃止又は変更を検討してはどうか。	2	土地区画整理事業については、初めての全市的な見直しであることから、長期にわたり未着手の区域を見直し対象としております。事業が長期化している地区につきましては、権利者とともに事業計画の見直しを図るなど、事業の早期完了を目指した取組も行っております。事業計画の見直しの必要性に応じて都市計画の見直しも検討する予定です。
8 7	建築規制がかけられていない土地区画整理事業については、性急な見直しをする必要性は低く、しっかりと地域課題の洗い出しとその解決手法を検討する期間を設けてから実施したほうがよい。	2	都市計画は都市の将来像を示すものであり、社会経済状況等の変化を踏まえた、現時点における必要性等を検証する必要があると考えております。 なお、評価の結果、廃止となる区域の中で市街地環境改善の必要性が高い区域では、必要な手法の提示を検討してまいります。
8 8	土地区画整理事業の予定地では、建築規制をかけてないのであれば、土地の有効活用に影響しないのではないかと。	1	

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する見解
都市計画の必要性の評価			
89	評価指標の「都市計画決定理由（当初）の検証」の視点について、当時の決定理由（根拠）が現状から乖離している度合いを視点とする方が明快ではないか。都市計画決定後10年以上が経過するもので、適合するものをみるより、考えや方針が代わったことを指標にした方が説明しやすいか。	1	一律な指標を設定することは困難であるため、個々の施設ごとの決定理由を考察し、現状への適合状況を検証いたします。
都市計画の実現性の評価			
90	実現性の評価において、地域コミュニティへの影響を評価するべき。	2	土地区画整理事業は、買収方式ではなく、地権者が事業施行後も地区内に残ることを前提とした換地手法による事業であり、コミュニティの維持を考慮することが可能であるため、今回の見直しでは、評価の視点とすることは考えておりません。
評価の考え方			
91	既に区画の整っている区域や既成市街地では、土地区画整理事業の施行は困難であるから早期に廃止されるべき。	3	必要性や実現性の検証を踏まえ、存続又は廃止の評価を行ってまいります。
区域の変更			
92	早期に事業効果を発現させるため、存続か廃止だけでなく、区域の変更も方法の一つではないか。	2	今回の見直しでは、現在の未着手区域全体について、存続又は廃止の評価を行ってまいります。 なお、廃止する区域であっても、行政と地域住民の方が共に目指すまちづくりにとって土地区画整理事業が必要な事業手法であれば、新たに施行区域を検討したうえで、土地区画整理事業を活用することは可能です。
93	区域を細かく分割して事業の計画を残してほしい。	1	

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する見解
代替手法			
9 4	既成市街地では、土地区画整理事業を廃止し、代替として細街路対策を前提とした密集市街地対策を検討すべき。	2	今回の見直しは、長期にわたり事業に着手していない区域を対象とし、その存続又は廃止について評価を行うものです。 廃止と評価した区域のうち、市街地の環境改善の必要性が高い区域では、見直し後の取組として、地域住民の方が様々な手法を選択していただけるよう市街地環境改善の手法について提示を検討することとしております。 なお、廃止する区域であっても、行政と地域住民の方が共に目指すまちづくりにとって土地区画整理事業が必要な事業手法であれば、新たに施行区域を検討したうえで、土地区画整理事業を活用することは可能です。
9 5	土地区画整理事業という手法での町並み整備ができないのなら代替方法をしっかり示してほしい。ただし、住民の協力も必要である。	2	
9 6	見直しに賛成であり、地域にとって有効な手立てを柔軟に検討するべき。	1	
9 7	一部事業が残っている事業を見直す場合には、全体のまちづくりのバランスがとれるように配慮してほしい。	1	
9 8	住宅が建ち並んでしまった現在では、土地区画整理事業は不効率であり、新たな手法を検討するべき。	1	
9 9	密集市街地は災害時には非常に危険な場所になると思うので、土地区画整理事業を行わないならば、他の方法で安全を十分確保できるように検討していただき、実施する対策を市民に分かりやすく示してほしい。	1	

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する見解
100	土地区画整理事業が計画されていた右京区、山科区は、大きな道路が少ないように感じる。見直した後に、住んでいる人たちが安心して暮らせるよう、計画を考えていただきたい。	1	今回の見直しは、長期にわたり事業に着手していない区域を対象とし、その存続又は廃止について評価を行うものです。 見直しにより土地区画整理事業を廃止する場合、見直し後の取組として、地域住民の方が様々な手法を選択していただけるよう市街地環境改善の手法について、提示を検討することとしております。
101	私は左京区の土地区画整理事業の見直し対象地域に長年在住するものであるが、岩倉地域の道路状況は昭和初期の道路と土地区画整理事業で整備された道路が混在し、大変危険な状況である。他の事業手法が提示されること無く、都市計画のみを見直すのは無責任ではないか。	1	なお、廃止する区域であっても、行政と地域住民の方が共に目指すまちづくりにとって土地区画整理事業が必要な事業手法であれば、新たに施行区域を検討したうえで、土地区画整理事業を活用することは可能です。

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する見解
事業			
102	洛西第1地区、第2地区は現実的には事業が完了しており、洛西第3地区は事業の必要性が感じられない。	1	皆様から頂きました貴重な御意見を踏まえ、見直しを進めてまいります。
103	洛西地域や上鳥羽地域において、小さい面積で計画が残っている区域は、事業を実施する必要がなかったのだから廃止したらよい。	1	
104	洛西第一や洛西第二など未着手部分の今後の目途を見極め、完了が困難と見込まれるものは、事業を廃止すべき。	1	
105	大きな道路が少なく、家が建て込んでいるようなところは、防災の意味から土地区画整理事業の可能性を残しておくべき。	1	今回の見直しは、長期にわたり事業に着手していない区域を対象とし、その存続又は廃止について評価を行うものです。 見直しにより土地区画整理事業を廃止する場合、見直し後の取組として、地域住民の方が様々な手法を選択していただけるよう市街地環境改善の手法について提示を検討することとしております。 なお、廃止する区域であっても、行政と地域住民の方が共に目指すまちづくりにとって土地区画整理事業が必要な事業手法であれば、新たに施行区域を検討したうえで、土地区画整理事業を活用することは可能です。
106	土地区画整理事業によって乱雑な町並みが整理されることを望んでいた。	1	
107	密集市街地での区画整理は施行が困難であるため、今後の土地区画整理事業は、未開発地域における組合施行や一人施行が良い。	1	土地区画整理事業の施行方法については、実情に合ったものにしていく必要があると考えております。
108	鉄道の高架予定の箇所（例えば、京阪の伏見桃山駅付近や阪急の洛西口付近）については、土地区画整理事業とセットで検討してほしい。	1	今後の鉄道の高架事業の際の参考にさせていただきます。

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する見解
その他			
109	土地区画整理事業の計画区域内ではどんな規制があるのか。	1	土地区画整理事業の予定地では、建築規制はかけていませんが、建築に係る許可の手続が必要となります。
110	土地区画整理事業は用地買収の困難さ等から考えて、税金の投入に見合った成果が得られるとは思えない。	1	事業の費用対効果については、実際に事業に着手する前に検証することとしております。

1-4 住民への周知や対応について

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する見解
住民説明			
111	見直し対象区域内や近隣の住民等に丁寧な説明や意見聴取を行い、合意形成を行ったうえで見直しを進めるべき。	6	見直し指針に基づいた個別の都市計画公園・緑地及び土地区画整理事業の見直し案の作成に当たりましては、再度、市民の皆様の御意見を募集します。また、平成２５年度からの都市計画手続では、説明会や公聴会を開催するなど、丁寧な説明と意見聴取に努め、都市計画変更案を作成してまいります。
112	見直しをすることで、権利制限をされ続けた人も納得できるようなまちづくりをしてほしい。	1	
113	見直し評価の内容や代替措置について丁寧な説明をしてほしい。	1	
114	実現が難しい公園を見直すのは良いことだと思うが、整備されることを望んでいた人への説明をきちんと行い、意見を反映させてほしい。	1	
115	関心があるので、個別の公園の見直し方針が出される際には意見を出したい。	1	
116	学識経験者と京都市が勝手に見直しを進めるのではなく、地権者に説明し、意見を聞くべきである。	1	
周知			
117	インターネットを使用出来ない市民もいるため、市民新聞等を利用してもっと広く周知してほしい。	2	今後も、手続きの進捗については、市民しんぶんや広報を活用する等、広く市民の皆様にお知らせできるよう努めてまいります。また、市民の皆様の御意見を伺う場合も、より多くの市民の皆様にお知らせできるよう努めてまいります。
118	自分の住んでいる場所が公園の計画地だということを知らなかった。	2	
119	今回の取組を多くの人に周知してほしい。	1	
120	ホームページのどこに掲載されているのか分かりづらい。	1	

【2 その他】

市民の皆様の主な御意見		件数	御意見に対する見解
121	小学校跡地の有効活用について考えた。まず、待機児童の解消で保育施設や幼稚園などや児童の遊び場所。一般及び特定高齢者や要介護者・身障者を対象とした複合施設。 グラウンド等は既存の防災避難場所としてや区民運動会やその他、様々なイベントなども開催出来る場としても出来れば良いと思う。 行政や事業者などと検討会議をして、どういった形の複合施設にするのか、有効的に何が出来るか、どういった支援にするのかなどを検討し、推進してほしい。	1	御提案・御指摘の内容については担当部署に伝えてまいります。
122	日本全国の遊園地や動植物園、テーマパーク等の復活繁栄とこれらの施設がもたらす地域への経済効果を研究しています。京都市における、伏見桃山城運動公園の桃山城や京都市内のその他遊園地、公園、動植物園等が市の財源となって戻ってきているのか知りたい。	1	
123	三条通の西小路通から西側は、歩道が狭く電車も通るので非常に危険である。大きな事故が起こる前に何とかしてほしい。	1	
124	宝池公園が有事避難に使われているということは知らなかった。おおいに活用すべき。	1	公園の機能が最大限に発揮できるよう検討してまいります。